## 電気通信大学大学教育センター規程

制定 平成22年3月19日規程第24号 最終改正 令和4年7月25日規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則の規定に基づき、電気通信大学 (以下「本学」という。)に設置する大学教育センター(以下「センター」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 センターは、全学的視点に立って、学域及び大学院の共通教育、専門教育を体系 的に捉えた教育システムの構築、授業評価等のシステムの構築及び実践的教育の推進並 びに授業改善の企画等を行い、教育活動の充実・発展に寄与することを目的とする。 (職員)
- 第3条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 教授又は准教授
  - (4) その他の職員

(センター長)

- 第4条 センターにセンター長を置き、本学の職員のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

- 第5条 センターに副センター長を置き、本学の職員(特任教員を含む。)のうちから学 長が指名する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代 行する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任 者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以 前でなければならない。

(企画開発会議)

- 第6条 センターに、企画開発会議を置く。
- 2 企画開発会議に関し必要な事項は、別に定める。 (部門)
- 第7条 センターに、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる部門を置く。
  - (1) 企画開発部門
  - (2) 教育推進部門

(3) 教育課程部門

(部門の業務)

- 第8条 企画開発部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 教育理念及び教育方針に関すること。
  - (2) 学域及び大学院の共通教育、専門教育のあり方に関すること。
  - (3) 学域教育と大学院教育の有機的連携に関すること。
  - (4) 国際化及び高度情報化に即した教育に関すること。
  - (5) キャリア教育、教職課程、資格取得教育のあり方に関すること。
  - (6) 社会人教育及び生涯学習に関すること。
  - (7) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの作成に関すること。
  - (8) 教育業績評価方法の開発に関すること。
  - (9) ファカルティ・ディベロップメントの企画に関すること。
  - (10) シラバス及び授業評価法、成績評価法の開発に関すること。
  - (11) 高校教育との接続及び連携に関すること。
  - (12) 教育設備、教室施設等の教育環境の整備に係る予算に関すること。
  - (13) センターの所掌に属する自己点検評価、外部評価への対応に関すること。
  - (14) その他、本学の教育政策に関わる恒常的な調査研究に関すること。
- 2 教育推進部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) ファカルティ・ディベロップメントの実施に関すること。
  - (2) 学生授業評価の実施に関すること。
  - (3) シラバス及び成績評価に関すること。
  - (4) 教育環境の整備に関すること。
  - (5) その他、教育に関わる調査の実施に関すること。
- 3 教育課程部門においては、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) カリキュラムポリシーに基づくカリキュラムマップの作成に関すること。
  - (2) カリキュラム編成に関すること。
  - (3) 授業科目担当の調整に関すること。
  - (4) その他、学域・大学院との連携による授業の円滑な推進に関すること。 (部門長及び部門員)
- 第9条 第7条に掲げる部門に部門長及び部門員を置く。
- 2 企画開発部門長は、大学教育センター長をもって充てる。
- 3 教育推進部門長及び教育課程部門長は、大学教育センター副センター長をもって充て る。
- 4 部門員は、本学の専任の教員(特任教員を含む。)のうちから、センター長の推薦に 基づき、学長が命ずる。

(教育プロジェクト)

- 第10条 センターに、教育プロジェクトを置くことができる。
- 2 前項の教育プロジェクトに関し必要な事項は、別に定める。 (雑則)
- 第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学大学教育センター規程(平成20年4月1日施行)は、廃止する。

附 則 (平成24年5月22日規程第69号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規程第106号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第138号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月25日規程第36号)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。